

『子どもたちの安全』はみんなの願い

- 緊急時の通報ベルの設置
- 各教室による携帯用非常ブザーの配置（小学校）
- 来訪者への案内板の設置
- 教職員による来訪者へのあいさつや声かけの徹底
- 子どもがいる時間帯には校門などの門扉を閉めることを徹底
- 不審者への対応のための研修会の開催
- 市内全域での不審者に関する情報・連絡体制の整備
- 補導センターによる市内各所の定期巡回補導及び集中補導
- 緊急時の対応マニュアルの作成とその徹底
- 学校内の施設設備・通学路などの定期的な安全点検の実施
- 火災や地震、不審者の侵入など具体的な場面を想定した避難訓練の実施



現在、幼・小・中学校では、不審者の侵入を防止するため、原則として、子どもたちがいる時間帯には、校（園）

問合せは
学校教育課

☎ 2152まで

事業ごみ処理の許可業者

(五十音順)

業者名	所在地	電話
市相仲産業	中央町16-1 中央ビル104	62-0002
あきんど	笠岡2369-35	63-7577
井笠環境リサイクル笠岡組合	旭が丘107	66-5311
南おがわ商店	笠岡1507	63-2094
(社)笠岡市シルバーパートナーズ	十一番町15	62-2100
笠光商店	富岡283-9	67-0603
南ケイアイ商事	笠岡475-21	63-3229
サンクリーン南	笠岡3243-2	63-1052
南西部美観センター	笠岡2511	62-6378
南同和産業	東大戸3953	62-6667
井笠助興業	旭が丘107	66-1467
南マルヨシ産業	笠岡4245-49	63-1951
林森一期	三原市吉城通1-123-3	0848-63-0415
市森山建設	走出2119	65-1635
リサイクル笠岡	生江浜2057-4	66-2259
株リチック	笠岡5950-5	63-1195

問合せは
環境課
☎ 623805まで

ごみ袋は家庭ごみを出している指定店などの事業活動に伴つて出た指定ごみ袋が足りないといふ声を耳にします。

事業主の皆さん



されたごみは、一般の家庭から出されるごみと区別して、事業系ごみと言います。事業系ごみは、事業者が責任を持つて適正処理をしなければならないと、法律によって定められています。商店、事業所、飲食店、農業などのすべての事業活動から出されるごみは、ステーションには出せません。次の許可業者に依頼するなど、自らの責任で適正な処理をしてください。

されたごみは、一般の家庭から出されるごみと区別して、事業系ごみと言います。

門や通用門を閉めています。用事がある場合には、門を開けて職員室までお越しください。